

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市教育局 学齢簿編製等に係る暫定対応システムに関するフィージビリティ
検証業務委託

2 契約の相手方

株式会社NTTデータ関西

3 随意契約理由

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（以下「標準化法」という。）において、政令で定める標準化対象事務について、政府は標準化を推進するための基本方針を策定し、各事務の所管省庁が標準仕様書（標準化基準）を定め、地方自治体は標準化基準に適合した情報システム（以下「標準準拠システム」という。）に令和7年度中に移行することが義務づけられた。

本市の現在の就学事務システム（学齢簿編製等）（以下「就学事務システム」という。）は現行の住民基本台帳等システム（以下「住基システム」という。）のサブシステムである。メインシステムである住基システムは、令和5年度に標準準拠システム導入の業務をすでに契約しており、現在の住基システムは令和7年12月をもって稼働終了となる。住基システムの現行事業者より、メインシステムである住基システム稼働終了と同時にサブシステムである就学事務システムも稼働終了となる旨通告されており、現行の就学事務システムを利用し続けることはできない。

このような中、令和5年12月22日公告「大阪市教育局就学事務（学齢簿編製等・就学援助）に係る標準準拠システム等一式及び特別支援教育就学奨励費システム導入・運用保守業務委託」総合評価一般競争入札を実施したが、落札者がいなかった。次に、令和6年5月10日公告「大阪市教育局就学事務（学齢簿編製等）に係る標準準拠システム等一式導入・運用保守業務委託」総合評価一般競争入札においても不調となった。その際、あらためて標準準拠システムのパッケージベンダーにRFIを行ったが、全国的にSE不足であること、政令市対応できないこと等の理由により、令和8年1月のリリースに対応できる事業者は見つからなかった。

従って、令和8年1月以降も就学事務業務を継続するためには、「暫定的な学齢簿編製事務システム（以下「暫定システム」という。）」の構築が急務であり、また、現行機能のうち最低限の機能である学齢簿編製のための「児童生徒情報のデータベース」を構築する必要がある。しかし、開発期間が限られていること等から、あらゆる可能性を検討して「児童生徒情報のデータベース」を構築することが求められている。しかし、標準化移行となる住基システムからデータを取り込みローコードプラットフォーム（以下、LCPという）

により本データベースを構築する想定があるが、こうした手法にはいまだ前例がなく、多くの課題があるため、直ちに要件定義・システムの構築に進むことができない。そこで、実行可能性を検証するため、受注者が実現のための検証を行う過程で懸案事項を抽出し、発注者と受注者が、1つ1つ丁寧に解決しながら暫定システム構築の方法を検討する必要がある。本業務の検証結果により、暫定システムの構築手法・範囲等を検討し、実現可能と判断できれば直ちにシステム開発に移行する。

なお、就学事務システムは、株式会社NTTデータ関西が、本市の就学事務に基づいて大阪市仕様の独自システムとして設計構築している。新たな調達が見込めない中で、現行システム機能を限定し暫定システムを構築するにあたり、システムの著作権について一部同社に留保されている箇所は設計資料等を第三者に開示することができない等、同社しか対応ができないものであることから、地方自治法の規定により同社と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項 第2号

5 事業担当

教育委員会事務局総務部学事課

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 PAジェネレーター定期点検業務委託

2 契約の相手方

株式会社ガスネット

3 随意契約理由

令和2年度より、大阪市立中学校体育館に防災用空調機の設置を行っているが、設置された空調機は都市ガスとプロパンガスの両用タイプ（ハイブリット型）となっており、設備の一部として PA ジェネレーター（PA-13A シリーズ。以下 PA ジェネレーターと言う。）が設置されている。この PA ジェネレーターは「液化石油ガスエア発生装置」であり、プロパンガスを原料として、都市ガスの供給が停止した場合であっても燃料供給が可能なバックアップシステムとなっている。

PA ジェネレーターは I・T・O 株式会社の製品であるが、定期点検については、専門の知識及び特殊な装置が必要なため同社の専属代理店以外にて実施することは困難である。

株式会社ガスネットは、I・T・O 株式会社製 PA ジェネレーターの近畿地区唯一の専属代理店契約相手方であるため、株式会社ガスネットに本業務を委託するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部施設整備課（電話 06-6208-9081）